

◆換地処分に伴う住所変更等の手続きについて

○市役所などの関係機関が行う手続き【代表的な手続き】

公 簿 名 等	変 更 欄	摘 要
住民票・印鑑登録簿・選挙人名簿 学齢簿・国民健康保険資格台帳 年金台帳・外国人登録原票など	住 所 欄	市担当課で職権にて書き替えます。
戸籍簿・戸籍の附票	本 籍 欄	市担当課で職権にて書き替えます。
土地登記簿・建物登記簿	表 題 部 の 所 在	施行者が申請し、法務局が職権で 書き替えます。 (町名・地番・地目・面積) ただし、登記名義人などの住所 は、別に申請が必要です。
水道・ガス・電話・郵便・電力など	住 所 欄	それぞれの機関で書き替えます。

○関係権利者の皆様に行っていただく手続き【代表的な手続き】

住所変更届出を必要とするもの	申請・届出先	届出の期限
一般登記における所有権者の住所変更	法務局	期限なし
会社等の本・支店及び代表者の住所変更	管轄法務局	原則2週間以内
自動車運転免許証の住所変更	運転免許センター 最寄りの警察署	速やかに届出
自動車検査証の住所変更	宮城県運輸局支局	15日以内
法人の所在地変更	許認可庁	速やかに届出
マイナンバーカード（プラスチック製・写真付）	区役所戸籍住民課	速やかに届出
厚生年金・国民年金等の受給者の住所変更	日本年金機構 (仙台東年金事務所)	14日以内
住民基本台帳カード（写真有り）の住所変更	区役所戸籍住民課	14日以内
在留カード（外国人登録証明書）の住所変更	区役所戸籍住民課	14日以内
株式・預金通帳等の住所変更	関連会社・銀行等	速やかに届出

【注意事項】

※住所変更等の手続きについては「換地処分の公告」の翌日以降に、

行っていただきますようお願いいたします